

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年1月27日

宮城県知事 村井嘉浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ佐沼店・セリア・ユニクロ佐沼店

登米市迫町佐沼字萩洗二丁目12番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐輪場1	図面3-1のとおり	40台
駐輪場2	図面3-1のとおり	20台
駐輪場3	図面3-1のとおり	20台
合計		80台

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	図面 3-2 のとおり	40 台
駐輪場 2	図面 3-2 のとおり	5 台
駐輪場 3	図面 3-2 のとおり	15 台
駐輪場 4	図面 3-2 のとおり	20 台
合計		80 台

□ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設面積
廃棄物保管施設 1	図面 3-1 のとおり	26.64 m ³
廃棄物保管施設 2	図面 3-1 のとおり	4.94 m ³
廃棄物保管施設 3	図面 3-1 のとおり	7.93 m ³
合計	図面 3-1 のとおり	39.51 m ³

【変更後】

施設名	位置	施設面積
廃棄物保管施設 1	図面 3-2 のとおり	9.54 m ³
廃棄物保管施設 2	図面 3-2 のとおり	4.94 m ³
廃棄物保管施設 3	図面 3-2 のとおり	7.93 m ³
合計		22.41 m ³

(2) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】午前 9 時から午後 9 時 45 分まで

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社セリア、 株式会社ユニクロ	午前 9 時	午後 9 時 45 分
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時	午後 10 時

□ 来客が駐車場を利用できる時間帯

【変更前】午前 8 時 45 分から午後 10 時まで

【変更後】午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

4 変更する年月日

(1) イ 令和 7 年 12 月 27 日

ロ 令和 8 年 8 月 27 日

(2) イ及びロ 令和 8 年 1 月 28 日

5 届出年月日

令和 7 年 12 月 26 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、登米地方県政情報センター及び登米市役所

7 縦覧期間

令和8年1月27日から令和8年5月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。